

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 行政局
文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○特定調達契約に係る入札の公告.....（産業振興課）	9
○農地法第41条第1項の規定に基づく所有者等を確知できない農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請.....（農地調整課）	10
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可（農業施設管理課）	11
○道営土地改良事業変更計画の決定.....（農業施設管理課）	11
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	11
○森林法による通知に代える公示.....（治山課）	11
○土地収用法による事業の認定.....（建設部総務課）	11
○土砂災害警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	12
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定.....（維持管理防災課）	15
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	21
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告.....	21

告 示

北海道告示第480号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和3年7月6日

北海道知事 鈴木直道

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
電界放射型走査電子顕微鏡 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日 令和3年12月23日（木）

(4) 納入場所 北海道立工業技術センター（函館市桔梗町379番地）

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品に関し、仕様を満たす製品の供給が可能であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和3年7月6日（火）から同年8月17日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部産業振興局産業振興課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道経済部産業振興局産業振興課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟4階6号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道経済部産業振興局産業振興課）
- (2) 入札日時 令和3年8月23日（月）午後3時30分（送付による場合は、同日正午までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。
- また、北海道経済部産業振興局産業振興課のホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/index.htm>）においてダウンロードすることができる。

- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

- 10 そ の 他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
- 契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道経済部産業振興局産業振興課
- (2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電 話 番 号 011-204-5323

- 11 Summary
- A Nature and quantity of the products to be procured : Field emission scanning electron microscope
- B Bid tendering date and time : 3 : 30 P.M., August 23, 2021
(If mailed, bids must arrive no later than 12 : 00 P.M., August 23, 2021)
- C Contact : Industrial Promotion Division, Bureau of Industrial Promotion, Department of Economic Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5323

北海道告示第481号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定に基づき、公益財団法人北海道農業公社から所有者等を確知できない農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和3年7月6日

北海道知事 鈴木直道

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目、面積並びに所有者等の住所及び氏名

所在及び地番	地目	面積（㎡）	所有者等の住所及び氏名
亀田郡七飯町字鶴野186	田	466	亀田郡七飯町字鶴野177番地 長尾 三之助
亀田郡七飯町字鶴野187	田	12,362	
亀田郡七飯町字鶴野188	田	4,864	
亀田郡七飯町字鶴野189	畑	570.96	
亀田郡七飯町字鶴野190	畑	2,152	
亀田郡七飯町字鶴野191	畑	716	

- 2 申請に係る農地の利用の現況
農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」である。

- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
中間管理事業に係る借受農地管理等事業を活用しながら、保全管理を行い、良好な農地状況で担い手に貸付けを行う予定。

- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

- (1) 希望する利用権の始期
令和3年8月6日
- (2) 存続期間
10年
- (3) 借賃に相当する補償金の額
1,000,000円

- 5 意見書の提出
申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限
令和3年7月20日
- (2) 提出先
北海道農政部農業経営局農地調整課
- (3) 記載事項
- ア 意見書を提出する者の氏名及び住所
- イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項

北海道告示第482号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程の変更を認可した。

令和3年7月6日

北海道知事 鈴木直道

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
当麻土地改良区	6号頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	7号頭首工	同
同	9号頭首工	同
同	熊の沢頭首工	同

北海道告示第483号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和3年7月7日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年7月6日

北海道知事 鈴木直道

地 区 名	事 業 の 種 類	縦 覧 場 所
目 名	農業用排水施設、区画整理、客土、暗渠排水	北海道後志総合振興局
美幌日並	区画整理	北海道オホーツク総合振興局
小 清 水	同	同

北海道告示第484号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年7月6日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡洞爺湖町（次の図に示す部分に限る。）

の所在場所

- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道胆振総合振興局産業振興部林務課及び洞爺湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第485号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を富良野市役所の掲示場に掲示した。

令和3年7月6日

北海道知事 鈴木直道

- 1 通知の内容 令和3年北海道告示第426号

- 2 所在が不明な者 齊尾 洋子、浅田 隆

北海道告示第486号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和3年7月6日

北海道知事 鈴木直道

- 1 起業者の名称 仁木町
- 2 事業の種類 （仮称）仁木町子育て支援拠点施設建設事業
- 3 起 業 地
- (1) 収 用 の 部 分 北海道余市郡仁木町西町1丁目地内
- (2) 使 用 の 部 分 なし
- 4 事業の認定をした理由 次のとおり
- （「次のとおり」は省略し、北海道建設部総務課及び仁木町役場に備え置いて、一般の縦覧に供する。）
- 5 起 業 地 を 表 示 す る 仁木町役場

図面の縦覧場所

北海道告示第487号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和3年7月6日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
学校の沢川（Ⅰ－93－0870）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字重蘭窮（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
蛭名の沢川（Ⅰ－93－0950）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字老者舞（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
天井の沢川（Ⅱ－93－1050）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町大字昆布森村字チョロベツ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 4(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
チョロベツ左の上沢（Ⅱ－93－1060）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町大字昆布森村字チョロベツ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 5(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
ふ化場の沢川（Ⅱ－93－1070）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町昆布森4丁目、大字昆布森村字チョロベツ（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 6(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
チョロベツ左3の沢（Ⅰ－93－1080）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町昆布森1丁目、昆布森4丁目、大字昆布森村字昆布森（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 7(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
チョロベツ左の川（Ⅰ－93－1100）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町昆布森1丁目、昆布森2丁目、大字昆布森村字昆布森（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 8(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
日下の沢川（Ⅱ－93－1140）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町大字昆布森村字昆布森、字アチョロベツ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 9(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
日府の沢川（Ⅱ－93－1150）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町大字昆布森村字宿徳内、字アチョロベツ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 10(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
宿徳内右の沢川（Ⅰ－93－1160）
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町大字昆布森村字昆布森、字宿徳内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 11(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号

又飯時左沢川（Ⅱ－93－1180） (2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町大字昆布森村字又飯時、字ボン又飯時、字惑解（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 12(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 又飯時沢川（Ⅱ－93－1190） (2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町大字昆布森村字又飯時、字ボン又飯時、字惑解（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 13(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 寺の沢川（Ⅰ－93－1210） (2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町字別保、別保5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 14(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 双河辺3の沢（Ⅱ－93－1250） (2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町字別保、別保南5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 15(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 双河辺1の沢（Ⅰ－93－1260） (2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町字別保、別保南5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 16(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 双河辺5の沢（Ⅰ－93－1280） (2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町字別保、別保南4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流	17(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 双河辺2の沢（Ⅰ－93－1290） (2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町字別保、別保南4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 18(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 双河辺7の沢川（Ⅰ－93－1310） (2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町別保南1丁目、別保南2丁目、別保南3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 19(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 タンコの沢川（Ⅰ－93－1330） (2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町字別保、別保南1丁目、別保南2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 20(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 上日の出沢（Ⅰ－93－1340） (2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町字別保、別保8丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 21(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 日の出沢川（Ⅰ－93－1350） (2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町別保8丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 22(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 鹿又の沢川（Ⅱ－93－1380） (2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町字上別保原野東五線（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
---	---

土石流

23(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
下和田沢川（Ⅱ－93－1390）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町字上別保原野東五線（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

24(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
山田の沢川（Ⅱ－93－1400）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町字別保、字上別保原野東五線（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

25(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
田中の沢川（Ⅱ－93－1410）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町字別保（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

26(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
南の沢川（Ⅱ－93－1420）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町字別保、字別保原野南二十二線（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

27(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
陸橋の沢川（Ⅱ－93－1430）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町字別保原野南二十三線（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

28(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
オビラシケ 1 の沢川（Ⅱ－93－1440）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町字別保（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

29(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
伊藤沢（Ⅱ－93－1460）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町字別保（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

30(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
オビラシケ 3 の沢（Ⅱ－93－1490）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町別保東 2 丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

31(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
岡田の沢川（Ⅱ－93－1530）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町字別保（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

32(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
別保 1 の沢川・左 1 の沢川（Ⅱ－93－1550）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町字別保原野南二十四線、字別保原野南二十五線（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

33(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
別保 1 の沢川（Ⅱ－93－1560）

(2) 土砂災害警戒区域の表示
釧路郡釧路町字別保原野南二十四線、字別保原野南二十五線（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

34(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
辻村の沢川（Ⅱ－93－1570）

(2) 土砂災害警戒区域の表示

釧路郡釧路町字別保、字別保原野南二十四線（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 35(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 津島の沢川（Ⅱ－93－1590） (2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町字遠野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 36(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 昇雲台の沢川（Ⅰ－93－1610） (2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町字遠野、鳥通東8丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 37(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 左3の沢川（Ⅱ－93－1620） (2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町字遠野（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流 38(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 釧路町老若舞2（Ⅰ－9－103－2824） (2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字老若舞（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 39(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 釧路町わらび1丁目（Ⅰ－9－240－3155） (2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町わらび1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 40(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 釧路町緑1丁目（Ⅱ－9－72－2166）	(2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町緑1丁目、緑5丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 41(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 釧路町知方学2（Ⅱ－9－96－2190） (2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字知方学（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 42(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 釧路町別保3（Ⅱ－9－243－2419） (2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町字別保（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 43(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 釧路町柏西4丁目（Ⅲ－9－56－0809） (2) 土砂災害警戒区域の表示 釧路郡釧路町柏西4丁目、遠矢南7丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 44(1) 土砂災害警戒区域の箇所番号 室蘭本輪西町2丁目4（Ⅲ－3－35－513） (2) 土砂災害警戒区域の表示 室蘭市本輪西町2丁目、幌萌町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第488号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。
--	---

令和3年7月6日

北海道知事 鈴木直道

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
知方学川（Ⅰ－93－0920）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字知方学（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
知方学沢川（Ⅰ－93－0930）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字知方学（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
姥名右の沢川（Ⅰ－93－0940）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字老者舞（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
老者舞川（Ⅰ－93－0960）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字老者舞（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号

チヨロベツ左沢（Ⅱ－93－1090）

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町昆布森1丁目、大字昆布森村字昆布森（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
下学校の沢川（Ⅰ－93－1220）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町別保10丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
川口の沢川（Ⅰ－93－1320）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町別保南1丁目（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
オビラシケ4の沢（Ⅱ－93－1470）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町字別保、字床丹（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町遠矢2丁目（Ⅰ－9－88－2809）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町遠矢1丁目、遠矢2丁目（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保21（Ⅰ－9－91－2812） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町字別保（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町昆布森村宿徳内1（Ⅰ－9－97－2818） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町大字昆布森村字宿徳内、字地風別（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 12(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町昆布森2丁目2（Ⅰ－9－100－2821） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町昆布森2丁目、大字昆布森村字昆布森（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 13(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町跡永賀（Ⅰ－9－101－2822） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町大字跡永賀村字跡永賀（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 14(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町老若舞3（Ⅰ－9－104－2825） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字老若舞（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 15(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町遠矢（Ⅱ－9－71－2165） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町遠矢1丁目、遠矢2丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 16(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町緑4丁目（Ⅱ－9－73－2167） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町緑3丁目、緑4丁目、緑6丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 17(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保原野2（Ⅱ－9－76－2170） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町字別保原野南二十五線、字別保（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 18(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保15（Ⅱ－9－78－2172）
--	---

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町字別保、字床丹（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 19(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保23（Ⅱ－9－79－2173） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町字別保（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 20(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保4丁目（Ⅱ－9－80－2174） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町別保3丁目、別保4丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 21(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保5丁目（Ⅱ－9－81－2175） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町別保5丁目、字別保（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 22(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保8丁目1（Ⅱ－9－82－2176） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町別保3丁目、別保4丁目、字別保（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 23(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保南1丁目1（Ⅱ－9－84－2178） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町別保南1丁目、別保9丁目、字別保（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 24(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保南1丁目2（Ⅱ－9－85－2179） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町別保南1丁目、字別保（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 25(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保南1丁目3（Ⅱ－9－86－2180） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町別保南1丁目、字別保（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 26(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保南3丁目（Ⅱ－9－87－2181） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町別保南3丁目、字別保（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり
--	--

- 27(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町別保南5丁目2（Ⅱ－9－90－2184）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町別保南5丁目、字別保（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 28(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町オピラシケ（Ⅱ－9－91－2185）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町字別保（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 29(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町昆布森村又飯時3（Ⅱ－9－92－2186）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町大字昆布森村字又飯時、字地嵐別（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 30(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町昆布森村宿徳内2（Ⅱ－9－93－2187）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町大字昆布森村字アチョロベツ、字宿徳内（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 31(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町知方学1（Ⅱ－9－95－2189）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字知方学（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 32(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町知方学3（Ⅱ－9－97－2191）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町大字仙鳳趾村字知方学（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 33(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町トリトウシ（Ⅱ－9－242－2418）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町字トリトウシ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 34(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町鳥通西（Ⅲ－9－52－0805）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町鳥通東1丁目、鳥通西8丁目、鳥通西9丁目、字遠野、字トリトウシ（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 35(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
釧路町南陽台9丁目（Ⅲ－9－55－0808）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
釧路郡釧路町南陽台2丁目、南陽台3丁目、南陽台8丁目、南陽台9丁目、よし野2丁目、よし野4丁目、字遠野（次の図のとおり）

(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 36(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保8（Ⅲ－9－68－0821） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町別保1丁目、字別保（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 37(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保22（Ⅲ－9－79－0832） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町字別保（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 38(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保24（Ⅲ－9－80－0833） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町字別保（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 39(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保25（Ⅲ－9－81－0834） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町字別保（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	次の図のとおり 40(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 釧路町別保3丁目2（Ⅲ－9－91－0844） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 釧路郡釧路町別保3丁目、別保4丁目、字別保（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 41(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭石川町2（Ⅱ－3－143－1316） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市石川町、白鳥台3丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 42(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭幌萌町9（Ⅲ－3－36－514） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市幌萌町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 43(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 室蘭石川町4（Ⅲ－3－43－521） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 室蘭市石川町（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）
--	---

総合振興局告示及び振興局告示	
北海道空知総合振興局告示第20号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和3年7月6日 北海道空知総合振興局長 白石俊哉 1 落札に係る物品等の名称及び数量 自走式リール巻取散水機ほか2品目全26点 2 落札を決定した日 令和3年6月11日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 緑産株式会社 (2) 住 所 神奈川県相模原市中央区田名3334番地の5 4 落札金額 74,690,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和3年4月30日付け北海道空知総合振興局告示第13号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道空知総合振興局総務課 (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目	イ タブレット型パーソナルコンピュータ（胆振東部地区） 一式 527台分 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納 入 期 日 令和4年2月28日（月） (4) 納 入 場 所 入札説明書による。 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 令和3年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達をする物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に証明した者であること。 (5) 当該調達をする物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 令和3年7月6日（火）から同月16日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル4階第3会議室（送付による場合は、郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室） (2) 入 札 日 時 令和3年7月27日（火）午後2時（送付による場合は、同月26日（月）午後5時までに必着）
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁胆振教育局告示第39号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。 令和3年7月6日 北海道教育庁胆振教育局長 山上和弘 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア タブレット型パーソナルコンピュータ（胆振西部地区） 一式 491台分	

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和3年6月29日付け北海道教育庁胆振教育局告示第38号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁胆振教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ibk>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室

(2) 所 在 地 郵便番号 051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号

(3) 電 話 番 号 0143-24-9889

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Tablet type personal computer for learning 1,018 sets in total

(western district 491 sets, eastern district 527 sets)

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., July 27, 2021

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., July 26, 2021)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Iburi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kaigan-cho 1-chome 4-1, Muroran, Hokkaido 051-8558 Japan

Phone : 0143-24-9889